『萬の文反古』の問題若干（下）

――非西鶴作説・成稿時期などをめぐって――

谷脇理史

五　B系列の町人物的な六章の成稿時期

これまで私は、外部資料の存在によって西鶴作品たることを疑われて来た二章をとりあげ、それらは、西鶴作体に変化を生み出す興味深い作品として読みうる、より積極的に評価すべき作品であることを論じて来た。が、前述のように、疑いをかけられて来た作品は、これらの二章のみではない。しかし、作品の内容からする疑問、例えば他作品との類似、何々づくしの存在の有無、作品の出来如何等から生まれる疑問は、見方によって何とでも言える場合が多く、西鶴作を疑う上で必ずしも十分な根拠を提示しているようではない。とすれば、大きな疑いをかけられて来た二章について一応の雪冤を行った今、『文反古』全体を西鶴作と認め、本稿の次の問題へと論を進めることも許されるであろう。

遺稿集である以上当然なことではあるが、『文反古』が何時執筆されたか、すなわちそれを生前の作品の流れのどこに位置づけたら良いか、といったことが次の問題である。執筆時を明らかに示す文言が作中にあれば簡単に問題は解決するわけだが、『文反古』にはそれと見られるものはほとんどなく、[1]『文反古』の執筆時を記す外部資料も今のところ見出されてはいない。従って、『文反古』の成稿時期の推定は、作品のみを対象として行う以

外にないというのが実状なのある。

しかし、かつては、『文反古』が、その町人物的色彩の濃い作品に焦点を当てて問題にされて来たためか、思いの外簡単に執筆時期の推定が行われ、それが定着していた。すなわち、その町人物的内容よりして『日本永代蔵』（貞享五年正月刊）以後『世間胸算用』（元禄五年正月刊）までの執筆、さらに、それを他の作品の執筆状況を考慮に入れて限定を加え、元禄二～四年、とりわけ三、四年の頃と推定されて来たわけである。[2]（中には、より限定を加え元禄四年二月以後―元禄五年初春以前とする吉田幸一氏説[3]もあることは前述した）。

だが、右のように簡単にきめてしまえるのかどうか。

すでに触れたごとく『文反古』の約半数が町人物的な内容を備えているとは言え、その中にもバラエティがあり、また、前述の二章を始め全く町人物とは異なる内容のものも存しているわけだから、町人物的なもののみを中心にその執筆時を特定することには問題がありそうである。さらに、A・B両系列の草稿が存在しているとすれば、その両者が同一時期のものと言えるか否かにも問題があろう。また、書簡という趣向を中心として種々の内容をとりあげる『萬の文反古』の場合、他の作品との内容の類似をただちに執筆時期の類似と考えうるか否かにも問題が残りそうである。

ともあれ、元禄三、四年頃を『文反古』の執筆時とする通説は、これまでに出されている異説をも考慮に入れつつ、改めて考え直してみる必要があるのである。

実は、前出の拙論[4]において私は、A・B両系列の草稿の存在を指摘した後に、主としてA・B両者の内容や方法上の特色を大雑把にまとめ、それぞれの成稿時期に関する推定を行ってみたことがある。それが、いささかならず乱暴な推定であることは、私自身承知しているところであるが、結論的に言えば、A系列の草稿は貞享三年後半から四年にかけての時期、B系列の草稿は従来の通説通りの元禄三、四年頃の成稿と推定してみたわけである。しかし、各系列の内容や方法を大雑把にまとめ、西鶴の執筆状況や創作意識の推移と照応させて執筆時期を推定する過程で、今思えば拙論には少なからぬ論証の飛躍があったことを認めないわけにはいかないようである。

というのは、A・B両系列の草稿が存したとしても、その両者がそれぞれの時期にまとめて書かれたという前

提を置いてよいのか否かに、まず問題があるからである。確かにA系列の作品には奇談を報ずる姿勢のものが多く、B系列の作品には所謂町人物的な作品が多いが、必ずしも各系列の全体が同一とは称しがたく、とりわけB系列九章のうちの三章は例外ということになるから、その内容や方法の類似によって一つにくくり、同一時期の執筆とすることに論証の飛躍が生じていることは明らかなのである。[5] もちろん、『萬の文反古』としてのバラエティのためにそれらの三章を執筆したという弁解は行ったわけだが、一方では内容・方法等から成稿時期を推定し、それで処理できないものの成稿時期をもバラエティのためと称して一緒にしてしまっていることが強引に過ぎることは否定できない。もし西鶴作品の内容上の推移を前提とすれば、敵討をとりあげたB系列の二の二は貞享四年四月の『武道伝来記』と同時期、遊女の手紙の五の三は貞享初年、男色好きの僧の手紙の五の四は貞享四年正月の『男色大鑑』と同時期ということになってしまうはずなのである。従って、内容を規準とすることでB系列全体の成立時期を推定することは、余りに乱暴で例外が多すぎ、仮に前述の弁解を繰り返しても水掛論に終ることは言うまでもない。と同時に、A系列の作品の場合も、見方によっては例外と考えうるものもあり、事情はさ程変わらないと言えるかもしれない。

もちろん、その場合、書簡を趣向とする作品の執筆を企画した西鶴が、長期にわたって少しづつ書きためたという推定も可能である。しかし、西鶴作品の場合、材料の収集に時間をかける場合は考えられても、執筆は一時期に集中し、一気にまとめられて出刊されているごとくであり、『文反古』のみが例外であるとも言えないであろう。とすれば、例外はあっても同一時期にまとめて書かれたと見ざるをえないのがB系列の九章と同時にA系列の八章だということになるが、これ又弱い傍証にすぎないと言われてしまえば、それまでである。

とは言え、前稿で指摘したように、A・B両系列には、趣向・内容・文章・日付などの類似したものが存しており、書簡を趣向として用いる意識も異っている。[6] そしてそれらは、同一時期に同一作品中に編入すべく書いたとすれば、起りえない現象であるから、これも両者の執筆時期の違いを推定させるであろう。とすれば、B系列の例外の三章は問題であるとしても、一応A・B両系列の草稿の執筆時期をそれぞれに見定める以外にないわけだが、その場合にも、さし当り対象とするものは作品以外になく、推定を重ねる以外にこれといった方法はない

のである。

しかし、両者の執筆時期を、前稿のごとく、現実社会への認識の深まりといった点を中心とするのみで見定めようとしたことが不十分であったことは確かである。西鶴自身、その執筆過程で序々に現実認識を深めていることは疑えないが、その推移や変化は、前稿での把握ほどに激しいものと見ることはできないようであり、[7]まして、貞享末年から元禄初年の数年間に、現実認識の画期的な転換が起ったなどとは称しがたいかもしれない。確かに『日本永代蔵』（貞享五年正月刊）の執筆・刊行は、西鶴の現実認識を拡げ、かつ深化させたと見られるが、その後の作品の執筆状況を見ても、一気に大きな転換が行われているようではない。現在では、A・B両系列の執筆時期の推定には、現実認識といった側面のみならず、より広い視野からの追求が必要とされるようであり、それのみでの推定は、時に水掛論に終る可能性もなしとしない。

とは言え、西鶴の作品執筆過程には、大局的に見て内容・方法・創作意識などの上で推移・変化があることも確かであり、前稿の不備を承知の上で、また前稿への批判[8]を一応認めた上であえて言えば、現存の資料だけからでは、西鶴の作品執筆過程をとらえる論者の視点を前提として、A・B両系列の執筆時期をよりきめ細く推定する以外にないのではないか、とも思う。それがどこまで有効かは分からないが、本章では、右の拙論の推定に対する異論・批判を考慮に入れつつ、改めて両者の成稿時期の推測を行ってみるより仕方がなさそうである。拙論への批判に対する十分な答になるかどうか不安もあるが、以下若干の問題をとりあげつつ、現在の私見を提示してみることにしたい。

『文反古』A系列の八章を貞享三年後半期から四年にかけての執筆と推定した拙論発表後、吉江久弥氏は、「『萬の文反古』襍考」（仏教大学・人文学論集・第四号、昭和45年9月）において、『文反古』B系列の巻一の一の目録の副見出し「随分尾を見せぬとらの年の暮」に注目され、ここに「とらの年」（貞享三年に当る）とある以上、「執筆時期はともかく」、これは「貞享四年刊行をあてこんでの表現と受取るのが当然であろう」と推定され、さらには貞享三、四年に出刊された西鶴作品等[9]と『文反古』全体との関連を論じて、『文反古』全体の成

立時期を貞享三、四年と推定された。しかし、西鶴諸作品との関連を詳細・克明に指摘したこの論は、その他にも種々の問題を提示していて教えられる所が多いものの、内容の類似による作品の先後についての認定や諸作品の位置づけに関する見解には問題があるようであり、私は、ただちには同じ得ない。なぜなら、それらの点よりの推定は、前述のごとく、水掛論ともないかねないからであり、また、吉江氏の『永代蔵』や『胸算用』の位置づけ等にも私は多くの疑問をいだかざるをえないからである。

しかし、吉江氏が、巻一目録中の「とらの年」に注目された点は、日本古典文学全集『井原西鶴集㈢』（昭和47年4月）の神保五弥氏注に「寅の年は貞享三（一六八六）年となるが、本章執筆時か。未詳」として受け継がれ、『対訳西鶴全集15』（昭和52年9月）の冨士昭雄氏注にも「寅の年は、最も近いのが貞享三年である。あるいは本章の執筆時か」と踏襲されている。巻一の一をB系列の作品とし、その執筆時を元禄三、四年と考える私の立場（というより、この作品の成立を元禄三、四年とするのは通説でもある）から見れば、黙過することのできない説である。

しかし、神保氏が「本章執筆時か。未詳」とされ、冨士氏が「あるいは本章の執筆時か」と、ともに疑問型で注記されたように、本章の執筆時を貞享三年とし、四年正月の出刊を予定していたとするには、いくつかの問題があるのである。

まず第一に、本章の内容そのものが、貞享三年までの西鶴作品と余りに違いすぎるという点である。本章は、播州に出張中の親仁が息子に送った手紙という趣向で、新年を迎える準備の仕方をこまごまと指示し、倒産寸前の内情、倒産後の身の振り方を語り、これまで二十九年間必死で働き続けて来たにもかかわらず、結局は「根にもたぬ銀をかりあつめ、人の手代をいたし候事、口惜く候」と自らの一生を省る、まさに散文的な内容であり、商人の現実生活の厳しさを背景に、これまでにない（もちろん西鶴以外の作品にもない）人物像を浮び上らせて、浮世の一面を感得させる作品なのである。もちろん突然にこのような作品が書かれることもあり得よう。しかし、その内容・方法ともに、仮に貞享三年時のものとすれば、他の作品と余りに隔絶し過ぎているのである。神保・冨士両氏が疑問型で注に記すだけの理由はあるのであり、私もまた、このような作品を貞享三年の西鶴が書くと

考えることはできない。

が、作品の内容や方法、さらにはその評価によって右のように考えたとしても、それが見解の相違として退けられれば、水掛論となり確信の問題となってしまうであろう。そこで、やや細かな点になるが、巻一の一貞享三年成稿説に対し、さらに若干の疑問を提示して置きたい。

まず、「とらの年」なる語が、本文中に見えるものではなく、目録の、それも副見出しにのみ見えるものだという点に関してである。『文反古』の草稿が西鶴の没時にどのような形で残っていたかは、残念ながら明らかでないわけだが、その版下を擬筆と見る以上、版下用紙に書かれていたとは思われない。ということは、目録が現在の形で（あるいは信多氏が復元された形で）出来上っていたか否かも分からないということである。仮に未完の作品という推定[10]が可能であれば、目録は草稿の段階では作られていなかったと見る方が概然性が高いに違いない。また、目録の主見出しは本文中のものと同じだから、当然それが生かされることになるわけだが、副見出しまで草稿の本文中に書かれていたか否か分からないから（私は、おそらくなかったのではないかと思う）、この副見出しは、編集の過程で編者によって作られた可能性も考えられるのである。さらに、

随分尾を見せぬとらの年の暮

千里にげても借銭はゆるさじ

は、「尾を見せぬ」の「尾」の連想で虎（寅）の年を出し、虎から千里（虎は千里行って千里帰る、の諺による）の連想を拡げ、恐いものの代表「虎」を「借銭」に転じ、「夜をこめて鳥のそらぬはかるとも世にあふ坂の関はゆるさじ」（百人一首、他）の著名歌をきかして、本文の内容を評しているのみとも見られ、必ずしも貞享四年春出刊のための当て込みと見る必要もないのではないかと思う。なぜなら、十二支のうちで選ぶとすれば、身代を取りつくろって恐い借金をどこまでも逃げようとする本文の内容は、虎（寅）の年がもっともふさわしいということになるからであり、他に適当なものもなさそうだからである。従って、仮にこの副見出しを作ったのが西鶴だったとしても、その執筆時とは関係なくその内容に即して寅年を選んだのではないだろうか。

と同時に、この「とらの年」を貞享三年とした場合、本文の内容とあうのかどうかも問題となる。本文中には

新年用の餅をつく日のことを指示して、「毎年の嘉例違て、廿九日の夜更て突申候がよく候」とあるが、貞享三年十二月は小の月であり、二十九日は大晦日のはずである。しかし、この「廿九日」を大晦日と意識して書いていないことは、後に「大晦日の四つ過に……」の記述があることからも明らかであろう。少くともこの点から見ても、本文は貞享三年寅年のこととして書かれてはいないのである。（なお、後述のごとく本章を元禄四年の執筆と見た場合、元禄四年の十二月は大の月であり、その年のことを意識して書いているという推定は可能となる）。

また、本章冒頭部には、

当年俄に米さがり申候ゆへ、侍衆めっきりと手づまり申され、一円掛寄申さず……

の記述がある。私はかつて影印本『萬の文反古』（昭和54年3月）の注に、

『日本米価変動史』によれば、貞享から元禄初年の米相場は左の如し。米百俵につき、貞享元年25両、同二年夏28両冬29両、同三年夏31両冬33両、同四年夏31両冬33両、元禄元年夏27両冬28両、同二年27両、同三年夏30両冬29両、同四年夏24両冬23両、同五年夏24両、冬30両。従って、本文が現実の米価を意識しつつ書かれているとすれば、元禄元年又は同四年が該当し、本章副題の「寅の年」を貞享三年と見ることは不可となる。

と記したが、これは、言うまでもなく吉江氏の説などを意識したものであり、より積極的に言えば、本章が元禄元年又は四年の状況を意識に置いて書かれていることを推定したつもりであった。（なお、元禄元年の十二月は小の月、従って、前述のことと付き合せれば、元禄四年を意識して書かれているという推定が可能となる）。

ところで、近年矢野公和氏は「『萬の文反古』成立時期についての一試論」（共立女子短期大学（文科）紀要31号、昭和63年2月）において、前出「とらの年」を手がかりとして詳細な考証を行い、吉江氏と同じく『文反古』貞享三、四年成立説を提示している。矢野氏は、吉江氏が「外部的条件については、中村氏の一二の事項を手掛りとする試みがあるが、思う様な成果が得られない様である」（吉江氏前出論文）として避けられた点を主要な問題としているが、この「俄に米さがり……」の部分もとりあげている。しかし、矢野氏自身も『日本米貨変動史』を引かれるように、貞享三年の米価はやや高めであり、氏の言う同年の備蓄米・酒造米の増加は米価安

定のための施策を意味するのみとも見られるから、それがただちに「俄に米さがり……」につながるとも思われない。また、中村氏が考証された[11]一の三、一の四についての論も、貞享期でもありうるということであり、元禄三、四年ではないということではありえない。いずれにしても、わずか数年の間のことであるためもあり、世相・風俗を一般的にとりあげた文言をいかに考証しても、なかなか「思う様な成果が思られない様」（吉江氏）なのである。

以上の理由によって、巻一目録の副見出しにある「とらの年」によっては、巻一の一が貞享三年の執筆、同四年正月出刊予定であったと考えることはできないように思う。むしろそれは、元禄四年時の状況を反映して書かれている作品と見られるものである。その根拠は、前述のごとくで、もとより十分なものではないかもしれないが、何よりもその作品の内実が、貞享三、四年以前の作品と隔絶し過ぎているという点が、私にとっては大事である。そしてその内容・方法・創作意識等を問題とするとすれば、それが『永代蔵』と『胸算用』との間に位置づけられるべき作品なることを論証するのは容易であるように思える。

しかし、巻一の一の場合、そのように見るのは、いわば通説であり、本稿ではもはやその点を論ずる必要もあるまい。ここでは、私にB系列の一とする巻一の一の執筆時が、貞享三年ではあり得ず、元禄三、四年（特に限定すれば四年か）である可能性が高いと結論しておくだけで十分であろう。（とは言え、前述のように、作品の評価を含む論証は見解の相異として黙殺されることが多いから、右のわずかな根拠からでは通説を認めぬ吉江氏・矢野氏に対し十分な説得力を持ち得ていないことも承知している。が、同作品に対する私の評価や読みは、すでに新日本古典文学大系本の拙注（平成元年四月刊）に略記した。御参照たまわれば幸である）。

巻一の一にこだわりすぎてしまったが、B系列の他の八章においては、その執筆時を明確に推定できるものは少ない。中村氏が示した[12]巻一の三、巻一の四の事例も、矢野氏が前出論文で言うごとくに、貞享三年時のことともしても見られるものである。が、もちろん、その事例は元禄三、四年のこととも見られるものであり、この事例からは決着をつけがたい。また、矢野氏が掲げるB系列の諸章からの近年の風潮についての文言も、貞享三年の

時点で言われてもおかしくないものではあるが、元禄三、四年の時点で言われた可能性も十分にある文言である。わずか数年の間のことでもあり、これらの文言からその執筆年時を特定することは、ほとんど不可能に近く、どちらとでも言えば言えてしまうのである。

とすれば、何によってB系列の執筆年時の推定を行うべきか。ここでもやはり、その内容・方法・創作意識などを考えつつ、創作時期の明瞭な他の諸作品と対比して位置づけていく以外、現状では、いかんともしがたいということになってしまうであろう。

が、その場合、巻一の一を始め、巻一の三「百三十里の所を十匁の無心」、巻二の一「縁付前の娘自慢」、巻二の三「京にも思ふやうなる事なし」には問題がなさそうである。その内容・方法・創作意識等をとりあげ、それらを『永代蔵』『織留』を継ぐ位置に置き、元禄三、四年の作と推定することは容易であり、これまでもそう思われているわけだから、一般的にも承認せられるだけの論証は十分に行いうるであろう。[13] しかし、同じく町人物的内容を持つとは言え、巻一の四「来る十九日の栄耀献立」、巻五の一「広き江戸にて才覚男」の二章の場合はどうか。両者はともに、これまであまりとりあげられることのなかった作品だが、それらは、貞享三年時の作品としては隔絶し過ぎているなどと云えないのではないか、という反問がただちに生まれるかもしれない。いささか問題としてみる必要がありそうである。

巻一の四は、大商人とおぼしき長崎屋の手代が、長崎屋を接待したいとしている御出人りの呉服屋に対し、その接待時の献立を中心に細々とした指示を与えるという設定で書かれている書簡であり、一見事務的な、これといった面白味のない作品とも見られる。しかし、すこぶる散文的に、用件のみを記しているようでありながら、その書簡の展開の中で作者は、大商人長崎屋と出入りの中層町人呉服屋次左衛門とのそれぞれのありようを克明に浮び上らせ、当世の商いの実状を透視して諷することに成功していると云えるのではないだろうか。

この作品は、

昨日は御念入り、両度まで御手紙、北野不動へ参り、御報延引申上候。

と始り、手紙の筆者が北野不動へ遊山がてらに参詣していた昨日、手紙の受け取り手は、「両度まで」手紙を送って、筆者に何事かを求めていたことがまず明らかにされる。受取り手は急いでいるごとくであり、「御念入り」に面倒がっている筆者の皮肉を感得する必要まではないにしても、両者の現在の立場や状況が読者に示唆される一文である。同時に、急用に対する返書という趣向の導入は本章のみであり、読者に目新らしさを感じさせ、『文反古』全体に変化を与えるものとなっていることも云うまでもないであろう。続いて、

然れば、来る十七八九、三日の内、川舟にて御振舞なされ度きよし、次手御座候て、旦那に其段申聞せ候。十七日は堺へ茶の湯に先約、十八日生玉へ観音講、十九日も昼までは隙入り御座、それより夕涼みに出申すべきよし申され候。十九日、当月中の明日、貴様御仕合せに御座候。

と、筆者の立場から、受取り手の用件が旦那を川舟で接待することであり、多忙な（といっても茶の湯や観音講を名目とした大商人仲間の付合いや遊興に過ぎないが）旦那が十九日の夕刻のみ「今月中の明日」であったのが、「貴様御仕合せ」であったと語られる。ここで、筆者、旦那、受取り手三者の関係が明らかにされ、筆者は現今の例で云えば、大企業の社長秘書室長とでも称すべき手代、旦那は財界活動や情報収集を名目として遊ぶことが好きな社長の如き大商家の主、受取り手は接待攻勢をかけて社長に取り入り仕事をもらおうとする中小企業の下請け業者といった立場の中層町人、といった構図が浮び上って来る。昨今の状況への翻訳は無用のことだが、現在ではありふれたこのような人物関係を前提として書かれた作品などが、西鶴以前に、あるいは貞享三年時までの西鶴作品にあったかどうか。少くとも現存の作品には見ることができないものであることは云うまでもない。超多忙な旦那の接待の仲介をする手代の手紙という内容、それを一つの作品に仕立てようとする創作意識(14)、それら自身が、少くとも貞享三年時までの西鶴作品のそれらとは隔絶していると云うべきであろう。

以上の人物関係、用件などを明示することを導入部として、以下、接待日当日の振舞い方に関する細かい指示が続いて行く。

まず、当方よりは旦那を始め按摩の利庵・針立の自休・笛吹きの勘太夫といった太鼓持ちを兼ねた取巻きと小坊主二人、それに護衛役の浪人が行くこと、そちらの接待役に出る碁打ちの道円には長咄しをしないよう注意し

ておくこと、男色相手の歌舞伎若衆は無用であること（すでに接待終了後好みの若衆を予約してあることが後に記されている）、ともあれ「（旦那の）機嫌を見合せ、旦那さしづ次第に仕るべく」と、懇切な指図が行われる。さらに、

殊更御心遣ひの献立御見せなされ候。舟あそびにはけつかう過ぎ申候。諸道具万事やかましき物に候。旦那も此程は病後ゆへ、美食好み申されず候。無用と存候分に点かけ申候。

といい、以下で、接待用としてあらかじめ提示されている料理の献立を評し、旦那の御意にかなうよう変更等を指示する。ここでは、あらかじめ献立を提示して指示を仰ぐ接待側の大仰な気のつかい振りをうかがわせてその苦衷を読者に示唆し、一方では「けつかう過ぎる」などといいつつ贅沢すぎる料理に追加・変更を要求する筆者の忠勤ぶりを対比して、病後の旦那の病気が実はこれまでの「美食好み」による糖尿などであることを明らかにするわけだが、同時に接待側の中層町人の苦労と大町人の旦那の立場との対照によって、すでに明らかな構図が、一層具体化されて読者に印象づけられることになるであろう。

ついで、献立についての詳細な批評が行なわれ、さらに、「迚（とも）も御馳走に、ちいさき御座舟に湯殿を仕掛け、暮がたに行水いたされ候やうに御用意」と贅沢な要求が加えられ、夜はすでに若衆との遊びを予約しているから、「日ぐれよりあがり申され候」と、十分な時間がないこと、無理をして接待されてやっているのだといった調子で念が押され、「我等（手代）を御頼みなされ候ゆへ、あらまし御さし図申候」と恩着せがましく云う。この部分では、料理献立の批評を通して、旦那の日頃の食生活における大名も及ばぬ豪華さが描かれ、その細かい注意によって旦那の好みが示唆されているが、この書き方は、食の描写によって登場人物のイメージを造り出す新鮮な手法としても注目することができる。と同時に、このようなことを書く手代の忠勤ぶり、さらには「御座舟に湯殿」の要求や夜まで付合えないという勝手な云い分、手代の恩着せがましい言葉などによって、接待側の弱い立場が一層具体化されることになるわけである。

かくて、筆者（手代）は、当日が天気であることを願い、「其内十八日は、其元へ御見舞申し、いよ〳〵御内談申すべく」と、下相談を前日に行うことを予告し、最後は、

日外の生加賀のひとへ羽織、すこし長く候。小男のおかしく候。弐寸四五分、切り申し度く候。御手代御よせ頼み申候。天満のおはらひまへにさへ出来申せばよく候。いそぎ申さず候。心事、貴面に申しあぐべく候。以上。

と結ぶ。おそらくは仲介料がわりに相手からせしめた羽織の丈を、あつかましくも相手に直させるべく、手代を寄こすように依頼するこの結びは、役得を利するいやらしさによって、筆者の人物像を具象化する意味を持ち、これまでにもうかがえた手代のイメージを強烈に印象づける。六月二十五日の「天満のおはらひ」は、この手紙の日付（六月十一日）の二週間後、「いそぎ申さず」などとは云っていても、受取り手は近日中に手代をうかがわせないわけにはいかない。両者の力関係がいかなるものかについて、そしてそれぞれの立場の人間がどのようなあり方をしているかについて、作者は読者に強烈な駄目を押す形で、この作品を終結させているわけである。

さらに作者は、右の作品世界をより分りやすくすべく、評文によって解説を加える。

此文の子細を考見るに、さりとは町人の振舞には奢りたる事なり。日比出入りを申す旦那を申し請しと見えたり。けふの入目も、うちばにとつて三百四五拾とはつもりぬ。年中に拾五貫目がごふく物売りて、一割とつて壱貫五百目也。年に二度もふるまい、五節句立つれば、大かたは元へもどるなり。今時の商ひ、皆こんな事ぞかし。勝手よい事ばかりはさせぬと見えける。

作品世界を相対化しつつ具体的な数字を出して「今時の商ひ、皆こんな事」と評することで、個別的な一つの手紙にすぎなかった作品の世界は、読者の身近なものにまで拡大される。かくて、接待される側とする側の人間関係を一事例から強烈に印象付け、それぞれの立場の人物のありようを読者に示唆して来た作品はここで、「今時の商ひ」をする読者に自らを省させることになるであろう。しかも、これは、類似の体験や見聞をしている現代の読者にすら同様の意味を持つに違いない。本章の場合、評文もまた十分の意味を持っているといってよいであろう。

以上、これまで、おそらくは取るに足らぬ作品として批評の対象とされることのなかった巻一の四なるが故に、いささかくだ〳〵しくなるのを承知の上で、その作品としてのあり方を紹介して来た。それは確かに、ストーリ

ーさえもなく、奇談の面白さも切迫した状況もない作品である。しかし、前述のように、このような内容を作品化しようとすること自体が、貞享三年以前の西鶴の創作意識に見うけられないことも明らかである。派手な好色の世界、奇談・珍談の世界は慰みとして取り上げやすく、興味深いストーリーも生み出しやすい。そして『永代蔵』以前の西鶴は、明らかにその方向に傾斜している。ストーリーらしいストーリーもなく、身近な日常にある商ひの話題を書いて作品とすることによって、慰み草でありつつ人の心を描くものとなしうるなどという発想自体が『永代蔵』や『織留』所収作品[15]以前にはうかがえないのである。結局、巻一の四も又、これまで論じられることの多かったB系列の四章（一の一、一の三、二の一、二の三）と同じく、貞享三年以前の西鶴作品としては隔絶し過ぎている作品なのであり、元禄三、四年の執筆と推定するのが妥当と見るべきものなのである。

巻五の一「広き江戸にて才覚男」もまた、ストーリーらしいストーリーの乏しい作品である。

本章は、「長崎へ手代どもさしくだし候幸便に、一筆申入れ候」と、まず筆者が長崎貿易にかかわる大商人であることを示唆する一文から始まるが、商用で出張する手代に託す手紙という形は本章のみであり、これ又、『文反古』中に種々の手紙の形を導入するものとして生かされることになる。そして、その手紙に添えて受取り手の内儀に「紬嶋半疋」を贈り、江戸でも「けつかうなる衣装着申候事、はやり申さず候」と近年の風潮を述べ、以下、近年の商況や人情に触れつつ、受取り手の生活ぶりを戒め、受取り手の人物像を読者に示唆して行く。

相手の「大酒」が止んだかを問いかけ、「世界にこはきものは、酒の酔と銀の利にて御座候」と警句を発し、

今時の商売、かね親うしろだてなくては、中〳〵分限にはなられず候。其覚悟ない事、不才覚にぞんじ候。世の人はかしこきものにて、又だましやすく候。さりながら……いまだ若ひ人の竹づえ、そんな風俗にては、殊に堺といふ所は、請取り申さず候。

と、諄々と説き進めていく。と同時に、筆者は今江戸で長崎商いをする成功者、受取り手は「いまだ若ひ」親類とおぼしき商人といった両者の関係も明らかにされる。さらに、「中より下の身体の人は」、地味な生活を心掛け、「人の縫（たしか）におもひつく身持」が大事と説き、「分限者に俄に取入る事はならな」いから、「いつとなくちかづ」く

必要があるとして、病気見舞をきっかけにする例をあげる。そして、「取入」った後は、「はづみを見て大分金銀取込み、其大節季にも、さし引き三ヶ一程は手よく残し」、「是をつなにして、せんぐりにかり込み、手広く商ひしかけ、手前者になる」方法を教示する。

このようなことを云うのは、手紙の書き手が、「惣じて商人の、銀借り所こしらへるを第一にいたし候。中〳〵すこしの手銀にては、はかのゆく事にあらず候」と考えているからだが、それは自らの体験に裏付けられたものだったのであり、以下その体験が簡略に語られる。

「我等事、おの〳〵に見かぎられ堺を出し時は、江戸までの路銭さへなくて」、伊勢への抜け参りと称して金を借り取りにして江戸へ下り、「才覚して刻み昆布に取りつき……よき仕出しとはやりて、年四五年に金子八十両のばし」たが、「銀親なくて」行き詰っていた。その折、「歴々金持へ出入」する医者を見定め、わざと患って多額の礼金を送り、自分が「手前者」のごとく見せかけ、その医者に頼んで歴々の金持から金を引き出し成功を収め「いまだ二十四五年のうちに、財宝の外金子ばかり九千両」の身代になったという。かくて、「金なくて金はもうけられぬうき世に候。其心得あるべし」とその体験談はまとめられる。

右の部分は、本章唯一のストーリー性を持つ部分だが、後述の同じ江戸下りの趣向を導入する巻四の二に比べ、それがすこぶる簡略な記述である点、同章のごとく候文体に崩れが見られない点は、注意しておく必要があろうし、「金なくて金はもうけられぬうき世」であることを強調している点も注目されよう。

以下筆者は、「何と申しても御江戸」だから、子供に悪気がつかぬうちに寄こせば「十年のうちには小判三百両づゝもたせのぼせ申」すようにすると提言し、江戸のかる行きな生活ぶり、自らの倹約な暮しぶりを具体的に記す。そして、最後に、

さて〳〵、世に金もたぬ程かなしき物はなく候、偽(うそ)もけいはくも悪心も、皆貧よりおこり申候。貴様今の世わたり、半分よりはいつわりのまし候様に承り候。口惜しくおぼしめし、子孫のために今一かせぎあれかしと存候。

と云い、相手を戒め、かつ激励してこの作品は閉じられるのである。（なお、本章の評文は、内容を要約してい

るのみの簡略なものであり、批評にわたる部分がないので、とりたてて云うべきことはない)。

右の紹介によっても明らかなごとく、「銀の利」の恐さを知りつつも、「金なくて金はもうけられぬ浮世」を知り抜いた男が、江戸に下って金親から金を引き出して成功した後、その体験をふまえて諄々と親類の男を戒めるという設定のもとに書かれたこの作品は、ストーリー性が稀薄である点ばかりか、その内容も語り口も『永代蔵』以後の作品、とりわけ『織留』所収作品に近似している。と同時に、金が金をもうける浮世に対する厳しい現実認識、「世に金もたぬ程かなしき物はな」いと称していう人の心への認識、倹約に居直る生活ぶり等々の強調は、貞享三、四年時までの西鶴作品には見られないものであると云えるであろう。これ又、元禄三、四年の執筆と認めることが妥当な作品なのではなかろうか。

が、その結論を出す前に、本章の場合は、上方で破産した男が江戸に下って成功し、上方の親類の男にその体験を語るという類似した設定の下に書かれた巻四の二「此通りと始末の書付」を問題にしないわけにはいかないであろう。後述のごとく本章と巻四の二とは、一読印象の異る作品ではあるが、その設定や内容の一部に共通性を指摘できる以上、本章を元禄三、四年執筆とし、巻四の二をA系列に分けて貞享三年後半期〜四年の執筆と見るためには、それ相応の理由がなければならないからである。

「六日飛脚に無用の銭出して、御状御越なされ候。さしあたつていそぎ申さぬ御身体の内談」なのだから、上方からの絹荷物が下る時に頼めば「賃なしに相届」くものを。こんな無駄をするとは。こんな根性だから「不勝手」になるのも当然だ。「せめていづれも御無事御入、一段に存じ候」と、強烈な嫌味を相手に投げかける所から、巻四の二は始まる。これまた異色な、と同時に『文反古』全体に変化を生む書き出しである。そして、すこぶる高飛車に相手を皮肉るこの部分は、この手紙が「身躰の内談」を申し掛けて来た相手への返事であること、相手に筆者が悪感情を持っているらしいことを示唆するわけだが、同時に、こんな嫌味たっぷりな文言から始める二人の関係は?、その原因は?、等々に読者は思いを致すことになるはずだから、これまた読者を作中に魅き込むすぐれた導入部と評して良いものである。

さらに筆者は、「将又、爰許めづらしき干松茸一袋くだされ忝く存じ候」と一応礼を云い、「さりながら御心入

満足にぞんぜず候は……」と続ける。自分が江戸へ下ってから十二三年になるのに、これまで音信もなく、こちらからかつて四五度送った手紙に返事もくれずにいて、「今又御用の義に文くだされ」るのも面白くない。と云った後、

惣じて、人に無心いふ前には念比にしかけ、又は音信をつかひ、さま〴〵けいはくいふ事、上がたの風義に御座候。関東は、中〳〵さやうの当座さばき、合点いたさぬ所に御座候。つね〴〵したしく語りあい申候人には、金銀は扨置、命を捨て申候。

と、上方と江戸の気風を対比する。筆者が江戸で苦闘していた時期には返事もくれずにいて、十二三年もたった今、「干松茸一袋」を贈りものにして急に自分の用を頼んでくるとは何事か、そんな手前勝手は江戸では通用せぬと、憤懣をあらわにしつつ江戸と上方の気風を対比してその怒りを読者に納得させる。筆者と受け取り手との間には何があったのか。筆者が江戸に下った時、こちらからの四五度の手紙に返事も寄越さずにいて、今更何を、といった気持が、これまでの嫌味と憤懣を生んでいることだけはすでに明らかにされている。かってのことを思えば思う程腹にすえかねるといった感じで書く筆者の憤激の原因は何だったのか。

筆者は云う、「おの〳〵心底、親類とは申しがたし。私身体やぶり、其元を罷り立ち申候時」、わづかの旅費さえ貸さず、「たはけ者」と悪口し、暇乞いに行けば居留守をつかったではないか。自分はその時のことを「今に〳〵わすれ申さず候」。他人でさえ相談にのってくれたのに、従弟の貴様の冷たさ、その折の「せつなき事は、わすれもやらず候」。筆者は、十二三年前のことを、「今に〳〵忘れ」ぬと強調し、その口惜しさ・せつなさを具体化して行く。「酒小半で機嫌よふいとまごひをして給はり候へば、何のうらみも」なかったのに。それを貴様は……。

「せつなき事は、わすれもやらず候」とこれまでの部分をまとめた筆者は、この一文を契機に、一層せつない思いをした旅立ちの朝のこと、旅の途中、鉢坊主の竹の小笠と手拭いを盗んで雨をしのいだことどもを詳細に語る。（この部分の文体が普通の説話体となり、候文体が崩れている点にも注意する必要がある）。そして、

身のかなしき時は、ぬす人もせまじき物にあらず候。其方様、不断の念仏殊勝に聞え申候が、其口から、人

をかたりもいふ物に候。蒐角貧者程、おもひの外心ざしのかはるものはなく候。

と感慨を述べつつ相手を皮肉った後、「是程うき難にあひ」小田原からは路銭もなく「二日は水ばかり呑」んで江戸に着いたが、

天とう人をころし給はず、五六年に弐千両あまりかせぎ出し、只今弐十三人、我等の才覚ひとつにて、緩〳〵とやしない申候。

と語る。ここでは、江戸へ下るまでの「せつなき事」が詳細具体的に語られるが、江戸で成功した理由は「天とう人をころし給はず」と記されるのみであることが注目される。これは、筆者のねらいが、相手の冷たさ、自分のせつなさを読者に感得させ、「うらみ」が残るのも当然と読者に納得させるための書き方故にこうなっているわけだが、本章の眼目が、江戸下りの趣向による致富談とは全く異るところにあることを示しているものでもあることは云うまでもない。

かくて筆者は、江戸でも今は「其銀程利を得、徳を取」る時代となり、「大かたの事にて、中〳〵銭はもうけさせて」くれないが、「はる〴〵我を頼みに書状」を寄越したのだから、自分の云う通りにすれば、「我等元銀取替、口過の成」るようにしてやるという。そして、

先、朝は七つ起して、自髪に髪をゆひ、扨、わらんぢがけにて碓をふみ、かうの物ざいの朝夕、夜は細縄をないて荒物屋に売り、雨のふる日は下駄・笠を売るやうにして……鼻で息する程はたらく合点ならば……手前の路銀つかはぬやうにして、御くだり待申候。其外始末の段〳〵は、其時分面談にて申入れ候。以上。

と手紙を終える。まさに評文が云うように、「此書付の通りにかせがば、はる〴〵の所をくだりゆくまでもなし。大坂にてもロ過の成」るような厳しい条件を、これでもか〳〵というばかりにつけて作品を完結するのである。かつての恨みを晴すべく、江戸にくれば十分にしごいてあげるぞと云わんばかりのこの手紙を読んで、受取り手は江戸へ行く気になるかどうか。読者の想像は自由だが、「はる〴〵の所をくだりゆくまでもなし」という評文の感想通り、江戸行きはなしと受けとめるのが普通であろう。

以上のように、破産して江戸に下って成功した男が上方の親類に送る手紙であるとは云え、巻四の二は、巻五

の一とは大分に趣を異にする。巻五の一が、自らの江戸における成功の体験を背景に、上方の親類の男を諄々と戒めつつ当世のありようを具体化しているのに対し、巻四の二は、かつての冷い仕打ちへの恨みと憤懣を背景に、自らの江戸下りの前後のせつない体験を詳記し、「鼻で息する程はたらく合点」なら江戸へ来て見ろという条件の提示によって相手を恐れ入らせるといった点が眼目となっている。確かに四の二も興味深く面白い作品であり、「其銀程利を得」る時代になっているという点での共通性もある。しかし、全体を通じて「金なくて金はもうけられぬうき世」という点に対する強調の度合が違っており、致富のための警告といった問題より、かつての恨みと憤懣を今思い知らせるといった姿勢の方が中心となっている点で隔絶した作品となっているのである。

もっとも、話の面白さという点でいえば、巻四の二の方に軍配をあげる読者も多いであろう。また、書き手と受取り手の十二三年前の確執や恨みを前提とする人間関係は、作品の背景として緊張を生み、劇的な側面を構成しているし、候文体を崩して書かれる江戸下り前後の記述も、それを略記する五の一に較べ、話の面白さを生んでいる。四の二は、純粋な説話の形をとってはいないにしても、話を構成しようとする創作意識が五の一に較べて明確であり、それ故に作品としての面白さが生み出されているのである。

しかし、今は、作品の評価の問題ではない。このような作品を何時書いたかの問題である。前述のように、巻五の一のような内容・方法・創作意識の作品は、貞享三、四年時の作品とは隔絶しすぎている。巻四の二はどうか。

私はかつて、[16] 江戸での成功の過程を記述する部分に注目して四の二と五の一を較べ、「天たう人をころし給はず」とのみ記す四の二の現実認識は『永代蔵』以前のものであると論じて、若干の批判を受けた。[17] 確かにその点のみで云々したのは軽率であったが、前述のごとく、作品のねらいが異る故に当然とは云え、五の一と四の二との全体を比較しても、五の一の方が経済社会への現実認識を詳細適確に述べていることは明らかであり、その点での比重のかけ方が隔絶していることは否定できないであろう。四の二程度の記述は、『永代蔵』でも十分行なわれており、仮に『永代蔵』を貞享三年後半から四年にかけての執筆[18]とすれば、ほぼ同一時期の現実認識の現れと見られよう。しかも、四の二には、人物関係に緊張感を持たせ、候文体を一部で崩す等によって咄を面白く仕

立てようとする創作意識が強く見られることは、前述の通りである。そしてそれは、貞享三年後半から四年にかけての創作意識に通ずるものでもある。また、後述のように、A系列の作品の多くが、同時期の作品と内容上の類似関係を持つが、四の二もまた『永代蔵』二の三等との類似部分が指摘できることは云うまでもない。

とは云え、五の一と四の二は、右のように趣を異にする作品とは云え、すでに触れたような類似もあることは確かである。とすれば、同一作品に収めるべく同一時期にこの両者を書くなどということは、作品全体の変化を重んずる西鶴の場合、考えにくいことである。やはりこの二作は別の時期に書かれたと見る方が妥当ということになろう。

以上、根拠と云うには弱い若干の傍証をあげえたにすぎないかもしれないが、右によって、B系列の五の一は元禄三、四年の執筆、四の二は貞享三年後半期から四年の執筆と推定しておくことにしたい。

B系列の所謂町人物的な六章のうち、これまでとりあげられることの少かった一の四、五の一のみをとりあげ、その執筆時を推定したのは、一の一、一の三、二の一、二の三の場合は、これまでも元禄三、四年時の作と位置づけられて論ぜられており、内容・方法・創作意図の面から問題にする以上、通説を承認すれば事足りると考えたからであった。

しかし、二の二、五の三、五の四については問題が残る。云うまでもなくそれらは、内容的には、敵討の中間報告の手紙、遊女の手紙、僧の手紙であり、その内容・方法・創作意識等を問題にして既定の作品の流れの中に置くというやり方をするとすれば、貞享三年後半の時点以後であれば何時でも良く、すでに用いた論理（貞享三、四年時の創作意識と隔絶しすぎている等）を用いることはできない。又、この三者に特定の執筆時点を示す文言を見出すこともできない。

が、この三者が、その内容からみて『萬の文反古』としての作品全体にバラエティを生むために書かれたものであるという推定を行うことは許されよう。とすれば、ここでは、この三章の執筆時に触れることは保留して、先にA系列の諸作の執筆時を推定し、しかる後に再びこの三章について考える方が推定を行いやすいようでもあ

る。次章ではA系列の諸章を先にとりあげることにしたい。

六　A系列の諸章の成稿時期

A系列の諸章（一の二、三の一～三、四の一～三、五の二）にもまた、執筆時を明確に推定できるような文言はないようである。それを貞享三年後半期から四年の執筆とする推定は、前記の拙論の後、『文反古』全体を貞享三、四年とする告江氏[19]によっても行なわれているが、その論拠は、その内容・創作意識等を勘案する方法によるものである。ただ、吉江氏と同じ結論を出す矢野氏[20]は、巻四の一をとりあげ、同時期の他作品にもとりあげられている近年の事例若干を考察して、貞享三年末をそう下らぬ時期の執筆と推定している。しかし、そこで指摘されている事例は、必ずしも貞享三年とは特定できないようであり、元禄期とも見うるものが大部分である。また、その中の「最上川の高水の咄し」が、もし天和二年四月三日に起り大きな被害を与えた最上川の洪水をさすとすれば（同洪水については、『飽海郡誌・一』に記されている。詳細は未調査）、同年のことを記していることになるから、矢野氏のいうごとく「其時分五月雨ふりつゞき……」を貞享三年のこととすることはできないこととなる。いずれにしても、明確に執筆時を特定できる文言を見出すことは、現在までのところ行い得ないのである。

しかし、A系列の場合、その内容・方法・創作意識等を問題にすることで推定を行う前に、若干の手がかりがないこともない。それは、すでに触れた巻三の一の一節が、北条団水の『色道大鼓』追加の一節と類似の部分を持つことである。すなわち、同追加は、貞享四年十月の同書刊行直前に急拠加えられたものであることは間違いないから、その出刊後に同じ材料を用いた作品を西鶴が書くとは思われないわけである。従って、巻三の一の執筆時は、貞享四年十月以前と一応確定してよいであろう。また、急拠付加されたと見られる『色道大鼓』追加の執筆は、その漢戯文を団水が手に入れた直後であった可能性が高いから、同じものを見た西鶴が別の形で書いた三の一（この点は四に既述）もまた、貞享四年七、八月頃の執筆と見ることができる。[21]

また、前節で触れたように、四の二もまた『永代蔵』と同時期のものと見てよいかのごとくであり、A系列の

他の諸章も、内容・方法・創作意図等を西鶴の既定の作品展開過程と対比させると、貞享三年後半期から四年にかけての作品に奇妙なほど類似するものばかりである。今、その点を各章ごとに簡略に記しておく。

〔巻一の二「栄花の引込所」〕

色道二つの遊興におぼれる若主人重九郎（大変な苦労をかける男、の擬人名か）をもてあました手代たちが、重九郎を鎌倉に三年隠居させるための説得を「親類法師」（評文のことば）に依頼する内容の手紙であるが、そこに浮び上る重九郎の人物像は、『本朝二十不孝』（貞享三年十一月刊）の登場人物のごとくである。また、重九郎の奢りの原因を母親の甘さに帰することは『永代蔵』五の五の言説と同じであり、手代の持つ役割も『永代蔵』で主張することを具体化する趣がある。さらに評文の「世には身をしらぬ奢もの有。天のとがめも、町人の分としてよい程あり」という評言は、『二十不孝』『永代蔵』の主張と通底するものを持っている。

〔巻三の一「京都の花嫌ひ」〕

男色好きの僧の手紙という内容は、『男色大鑑』（貞享四年正月刊）の男色に通ずるが、『大鑑』中僧の男色をとりあげた章はわずかであり、すでに四で分析・紹介したように、同書前半四巻の男色の世界とは趣を異にして、少からず可笑味を生む人物像を提示している。これが、『色道大鼓』追加に用いられているものと同じ漢戯文を見て書かれたことは明らかだが、『男色大鑑』出刊後、男色への興味を保持しつつ集めた材料の一つが『文反古』全体のバラエティのために生かされて執筆された章とも見られる。また、話を面白くすべく垣間見の場面を詳細に記し、候文体を崩した文体を用いてその前後を記述（全体の約半分を占める）していることは、同じ男色好きの僧の手紙である五の四と趣を異にし、奇談・珍談を面白く報ずる姿勢を示している。本章の執筆は、『色道大鼓』追加との関連を考えることで、貞享四年七、八月頃と推定できるわけだが、その内容・方法・創作意識もその時期のものと認定できるものを持っている。

〔巻三の二「明て驚く書置箱」〕

これまでも『懐硯』（貞享四年三月）二の一「後家に成ぞこなひ」と類似する部分を持つという指摘が行われ

て来た章であり、また表題及び内容が『懐硯』五の二「明て悔しき養子が銀筥」と通いあっている部分を持つ。と同時に本章は、「女の欲の入物重たし〳〵」（副見出し）に対応する奇談的な部分と、「借銀時の用には立難し」（同上）の町人物的部分を併存させている興味深い作品だが、後者の場合、吉江氏がすでに指摘されるごとく[22]『永代蔵』に類似の素材があり、その経済社会への認識のありようも『永代蔵』に通いあう部分が多い。『懐硯』二の一との優劣はにわかに定めがたいが、奇談・珍談として話を仕立てようとする姿勢は、『懐硯』に較べて弱くなっており、町人物的世界への傾斜が見られる。類似の素材を、一方では奇談として生かし、一方では書簡という趣向の中で生かそうとした故の類似と相異と見られるようであり、ほぼ同一時期の執筆と見てよいのではないかと思う。その先後は定めがたいが、『懐硯』の出刊によって本章の発表が留保されたとすれば、本章の執筆時は、貞享四年三月以前である可能性が考えられる。

〔巻三の三「代筆は浮世の闇」〕

客の置き忘れた金を猫ばばして報いを受けるという本章の主筋と類似の話が『西鶴織留』一の二に挿話の形で簡略に記されている。同章の執筆時は不明だが、もしそれを『甚忍記』のためのものと考えうるとすれば[23]、貞享四、五年のものということになる。しかし、本章は、侍が置忘れた金を猫ばばしたために侍は切腹、その亡霊によって復讐される奇談的な部分が中心であり、復讐が行われる部分の前後は、候文体が崩れて普通の説話体となっており、奇談的色彩が一層濃くなっている。また、それを「因果」ととらえ「其因果目前にむくい」（評文）と評する姿勢は、貞享三、四年時の『二十不孝』『懐硯』などに通じている。本章は『文反古』中でも秀作と評するに足る作品だと思うが、その創作意識は、前述のB系列の町人物的作品のあり方と異って、奇談化によって話を面白くする姿勢の強いものであり、かなりの相異が見られる。

〔巻四の一「南部の人が見たも真言」〕

本章が、『懐硯』一の四「案内しってむかしの寝所」[24]と類似していることは周知であり、両者の優劣の比較から、本章を元禄三、四年の作とする説も行われている。しかし、現実にありそうな世間咄の報告として書簡という趣向の中で書かれる本章と、奇談を前提に面白く作ろうとして書かれた『懐硯』一の四とでは、同一の素材を

用いているとは云え書き方が異なり、両者の優劣をにわかに定めることはできないと考える。むしろ、ともにその話を「因果」としてとらえる視点の共通性を重視し、それぞれの作品全体の性格にあわせて書いている作者の創作姿勢を考慮すれば、ほぼ同一の時期に別の形で書いた作品と認め、『懐硯』の出刊故に、巻三の二と同じく発表を留保されたものと見るべきであろう。なお、本章も又奇談を報ずる過程で候文体が崩されて普通の説話体となっている部分があるが、そのようなあり方もB系列のものには見られぬところであり、奇談化への志向を強く持つ時期の作なることをうかがわせる。

〔巻四の二「此通りと始末の書付」〕

本章が、巻五の一と類似の部分を持ちつつも、いちちるしく趣を異にした作品となっており、奇談化への志向が見られることは前述したごとくである。ただし、それ故に、あえて評価すれば、本章は巻五の一より面白く出来の良い作品となっているわけである。なお、当然のことながら、執筆時期の先後と作品の出来如何とは、全く別のことに属する。誤解を避けるために、この点をここで云い添えておく。

〔巻四の三「人のしらぬ祖母の埋み金」〕

勘当されて飛驒の国に蟄居する男が、その暮しぶりを報じ、京都での遊興の跡始末を腹違いの兄に依頼する手紙であり、その愚かしい依頼を細々と羅列して行く過程で、京での筆者のかつての遊興ぶりを浮び上がらせるという巧妙な手法で書かれた作品である。方法の点では、前述のB系列の作品を髣髴とさせるごとくだが、『二十不孝』の人物像に類似した本章の内容、その愚しさを印象づけて可笑味を生んで行く創作姿勢は、『二十不孝』の素材を書簡の趣向に生かしたと見られる作品である。『二十不孝』の出刊後、その手慣れた素材を書簡という趣向の中に生かして書き、『文反古』に変化を生む一章としようとしたものと見るべきであろう。

〔巻五の二「二膳居る旅の面影」〕

本章で報ぜられる、姦通相手の夫を殺して旅に出た男にも霊がつきまとっていたという話に類似した話が、『堪忍記』一の七「色欲をとゞむべき堪忍」の第四「王勤政が女を殺してむくいける事」にあることには、すでに野間光辰氏の指摘がある。西鶴は、了意の作をよく読んでいるようであり、本章が『堪忍記』の一話を飜案・

改作したという指摘は認めるべきであろう。また、貞享五年正月刊の『永代蔵』に刊行予告の載る『甚忍記』八冊が『堪忍記』を意識した書名であることは云うまでもないから、貞享三、四年時に『堪忍記』を改めて読んだ可能性も考えられ、そのことが本章執筆の契機となったという推定も行いうる。が、そこまで云わぬとしても、因果話として奇談を創作（それが翻案改作であるとしても）する姿勢自体が、前出の三の三、四の一に共通し、貞享三、四年の執筆であることを推定させる。

以上、作品の内容に詳しく触れることを省略し、A系列の諸章が、貞享三、四年時執筆の西鶴作品の内容・方法・創作意識等に近似していることを証すると思われる側面のみについて触れ、それらが貞享三年後半期から四年にかけての執筆という推定を行って来た。本来なら、B系列の諸章とは趣が異るとは云え、それぞれに興味深い作品であるそれらへの私の読みを記しつつ論じた方が良かったのかもしれないが、もはや紙数も予定を超えつつあり、また、私のそれぞれの作品への読み方は、簡略ながら一部を新日本古典文学大系本の拙注において記してもいる。やや乱暴な書き方ながら、以上によって、A系列の諸章の執筆時を一応貞享三年後半期から四年と見定め、残されたB系列の三章について考えて見ることとしたい。

七　B系列の三章の執筆時期と編集経過への臆測

B系列の三章、巻二の二、巻五の三、巻五の四は、その内容を全く異にする。巻二の二は、敵討の途中で弟が相手に出くわすものの、それを取り逃がしたことを恥じて出奔、筆者の兄がその経過を知人に語るべく置手紙をしたものという内容と趣向の作品である。巻五の三は、第三節で詳記したごとき遊女の手紙、巻五の四は、吉野山に出家して隠棲した男が、「世間僧」の堕落ぶり、「女出家」たちのありようを語った後、冬の吉野山での暮しのわびしさを語り、男色相手の小者を雇って寄越して欲しいと依頼する内容のものである。これらは、「萬の文反古」としてのバラエティを生むために書かれたものと見られるが、その執筆時の推定は、前述の諸作のごとく、内容・方法・創作意識等を問題とすることによって明らかにすることはできない。そのような視点から見るかぎ

り、貞享三、四年以後のどの時点でも書きうる作品というしかないのである。

もちろん、五の三、四はもとより、奇談的要素を持つ二の二においても、A系列の作品のごとく大きく候文体の崩れている部分がないこと、書簡の趣向がそれぞれに巧みに生かされていることなどは、B系列に近似していると云えそうだが、とりあげられている内容がA系列執筆時の作品に近似していることは否定できないのである。

とすれば、これら三章は、貞享三、四年時、あるいはその後の時期に少しずつ書かれたものという推定を行えば良いということになるのだろうか。が、前述のように、西鶴という作者は、一気に一まとまりのものを書くという執筆の仕方をしているごとくである。とりわけ、遺稿集の中に残されている作品を検討すれば明らかなように[25]、未完成に終って途中で投げ出された作品も少くないようであるが、未完のものもそれぞれに、一時期に一まとまりのものとして執筆されていると見られる。従って、『文反古』のみ例外と考えるわけにはいかないから、B系列の三章も、貞享三、四年時、あるいは元禄三、四年時のどちらかの時期に書かれたものと見る以外にはない。すでに触れたごとく、内容的には貞享三、四年時の方が概然性が高いが、それらが、全体をまとめようとする時のバラエティのために書かれているとすれば、草稿時の句点の有無、評文の書き出しの一致等をも傍証とすることで、元禄三、四年の執筆という推定もなり立つ。従って、これらについては、水掛論に終る可能性もある。が、A・B両系列の草稿の存在を認め、それぞれが同一時期の執筆（すなわち、長い期間に少しずつ書かれたわけではない）と考える以上、私は、B系列の三章はB系列のものとして位置づけざるを得ない。いささか臆測に過ぎるかもしれないが、以下、二つの系列の草稿が存在した理由、その両者が合体されて編集出刊されるまでの経過を考えつつ、B系列の三章の執筆時を考えてみたい。

貞享三年六月刊の『好色一代女』以後貞享五年までの西鶴が、これまでとりあげていない種々の世界にその素材の幅を広げつつ、新しい世界を模索し続けながら精力的に執筆していることは、作品年表を一見すれば明らかである。それは、当時の大阪の唯一の流行作家ともいうべき存在として、書肆に作品を求められ、西鶴もそれに積極的に応えていた時期ということになるが、同時にこの時期の西鶴の特色は、素材の転換のみならず方法的に

も種々の試みを行っているということである。[26] そして、そのような試みの一つとして、書簡を趣向とする作品を西鶴が思いつく可能性は、これまでも云われるごとく必然的とも云えるほどに存在していたのである。

近世における書簡体小説の流行、西鶴作品に見られる書簡への関心、作中での書簡の利用などを論じ、書簡体小説を西鶴が執筆する必然性を問然する所なく論じたのは暉峻康隆氏であった。[27] 氏は、町人物的作品を中心にして『文反古』の成立を論ずるため、その成立を元禄三、四年とするが、実は、氏が「書翰體小説を書くべき必然性」[28] を論証すべく用いた西鶴作品は、貞享四年以前に執筆された作品ばかりであり、その論証は、貞享三、四年に執筆する必然性としても用いることのできるものであった。思えば、吉江氏、矢野氏[29]ともに、暉峻説の引く『一代女』二の四、三の三を援用し、貞享三、四年に『文反古』が成立する契機を云うのも故なしとはしないのである。

私も又、その点は首肯する。書簡に深い興味を持ち、作中に利用し、書簡の持つ意義を説いて来た西鶴が、貞享三、四年に、同時期に読まれている書簡体小説の存在を意識しつつ、書簡体小説を試みる必然性は十分にあるのである。しかもその時期は、前述のごとく、種々の試みを積極的に行っている折でもあった。また、作中での書簡の利用という点から云えば、『男色大鑑』で数多く用いられ、『武道伝来記』中にも少くないことを理由の一つに加え、必然性を補強することもできるであろう。

いずれにしても、そのような状況を背景に貞享三年後半から四年の時点でA系列の作品は書かれた。もちろん、巻三の一が四年七、八月とすれば、より限定して、『懐硯』（貞享四年二月）や『伝来記』（貞享四年四月）出刊前後以後、すなわち貞享四年半ば頃と云えないこともないわけだが、『懐硯』との類似を持つ三の二、四の一（とりわけ後者）の存在を思えば、その限定は乱暴かもしれない。やや幅広い執筆時期の推定に止めておきたい。

が、『文反古』の八章は、この時点で発表されることはなかった。その最大の理由は、一書にまとめるだけの分量を書けなかった（あるいは書かなかった）からであろうが、すでに『懐硯』を出刊していること、『色道大鼓』が追加を付して出刊されたことも、発表を留保した理由の一つであろう。他作品の執筆・刊行にあわただしくなるこの時期（貞享五年正月から翌年正月までに『永代蔵』『武家義理』『嵐無常』『好色盛衰記』『色里三所世

帯』『新可笑記』『本朝桜陰比事』『一目玉鉾』の諸作が出刊）の西鶴が、書簡を趣向とする作品を中断（あるいは一時放棄）したのも、やむを得ない状況であり、一書にまとめやすい作品の執筆・刊行を優先したことも十分にありえたのである。

しかし、元禄二年の始め頃から、西鶴は病んで執筆を中断する。重病という程ではなかったようだが、元禄二、三年の執筆と確実に推定しうる散文作品はほとんどなく、『織留』三～六、『名残の友』（ともに未刊の作品と推定できる）などの一部が書かれたと考えられるのみである。体調が整わないなかで、一部書いては倦んで放棄するという状態が続くのが、元禄四年前半頃までである。

そのような状況の中で、『文反古』B系列の町人物的な六章は書かれた。しかし、すでに書いた八章に加えてみても一書となる分量ではない。また、『萬の文反古』と題して出刊するとすれば、内容は変化に富んでいる方がよい。かくして、A系列にない敵討（二の二）や遊女の手紙（五の三）、A系列の三の一と同じ男色好きの僧の手紙とは云え著しく内容を異にする五の四などが、書き加えられたのではないだろうか。

もちろん、以上の十七章で西鶴は完成と考えてはいなかったであろう。というのは、おそらくB系列の諸章を書いた折[30]に執筆したと思われる自序に「塵塚のごとくなる中に、女筆も有、または芝居子の書けるも有」とあるにもかかわらず、芝居子の手紙は現存の『文反古』中には存しないからである。それが書く予定で書かなかったものか、書かれたにもかかわらず草稿の紛失等で編入されなかったものかは分からない。しかし、書かれていたとすれば、一書とするに足る目安二十章まで、残るはあと二章であり、十八章での出刊もさして不自然ではない。なお三章（あるいはそれ以上であっても良い）ほどは書くつもりでいながら放置しているうちに、時機を失したと見るべきかもしれない。

元禄六年八月十日、西鶴の没時に多くの草稿が残り、その整理に団水がかかわったことは間違いない。しかし、上村平左衛門を主版元とする『西鶴織留』初版本[31]と『文反古』は団水の序を欠いている。『織留』再版本には団水の序が加わるが、その序には問題なしとせず、編集の主導権が上村の手にあったことを臆測させるごとくである。[32]『文反古』の場合はどうだったのか。

『文反古』の二系列の草稿は、まず、それに忠実に擬筆で書かれた四巻本の版下が作られた[33]と推定される。果してこの段階で団水は関りを持っていたかどうか。団水は、『置土産』の一部、『名残の友』には「自筆」の極めを付しているが、他では擬筆を行ったりせず、筆工の板下で編集出刊している。もし団水が『文反古』にかかわっていたとすれば、擬筆によって出刊することなどは考えなかったのではないか。思えば擬筆などは、書肆のやり口にふさわしいのである。また、三の一と『色道大鼓』追加との関係も考えねばならない。もし団水が編集に関与していたとすれば、自作にすでに使った漢戯文が長々と使われていることに気づかぬはずはない。当然チェックしたと考えるべきであろう。

私は、『文反古』に団水の序がないことは、擬筆の版下を四巻本に作らせた者が団水でないことを示していると考える。とすれば、それを行せたものは、書肆上村以外にはない。上村が草稿をどのようにして手に入れたかは分からないが、ともあれ、本文に手を加えることなく、西鶴の草稿に忠実に擬筆させ、もと四巻本となっていたものを五巻に仕立て直し、現存の『文反古』として出刊することになったと推定すべきであろう。しかし、その草稿が出現せぬ以上、未完と思われる十七章の『文反古』の草稿に、西鶴が目録まで作っていたか否かは分からない。誠におぼろげな推測きり出来ないのは遺憾だが、残された唯一の資料である作品を手がかりに推定する外ない以上、何とも致し方のないことではある。

八　おわりに

『萬の文反古』に補作や補筆があっても、あるいは、西鶴作でないにしても、少しもかまわぬではないか、作品は現に存在するのだから、という立場もありうる。また、その執筆時期について、わずか数年のことで議論をしてみても始まらぬではないか、という意見もありえよう。誠にその通りとしか云いようがない。しかし、西鶴という作者の全体像を押えて行こうとする以上、分かれることは分かった方がいいには違いない。作者を離れての立論、と同時に作品の成立時期や時代性を黙殺しての立論は魅力的でないこともないが、時に危うさがつきまとうようにも見うけられる。野暮ではあっても、分かれるものは何とか分かろうとして、議論をたたかわした方

がいいのではないか。

もっとも、推定、それもあやふやな根拠による推定は、行うべからずとする禁欲的な立場のあることも承知している。野間光辰氏の『西鶴年譜考證』が、元禄九年、没後三年の項に『文反古』の出刊を記して考証・解説を加えつつ、その執筆時期について一言も触れないのは、根拠薄弱な推定を潔しとしなかったからに違いない。それはそれでいいのかもしれない。しかし、野間氏の巨大な西鶴学の中で、『文反古』について触れたものといえば「作家としても人間としても或る境地に到達した、西鶴の晩年を代表する作品」の一として書名をあげられる「西鶴と西鶴以後」（『西鶴新新攷』所収）と、巻五の二の典拠を指摘する「西鶴五つの方法」（同上）の一節及び『年譜考證』の記事きりないのは、さびしい限りでもある。もちろん野間氏は、『文反古』に疑いを持っていたわけではなく、それに触れる機会がなかっただけかもしれない。が、根拠薄弱な推定を拒否するとすれば、遺稿集を生前の作品系列の中に位置づけることなど、不可能となってしまいかねないのである。いい加減であってもいいとは思わないが、出来るだけの推定は行って見て、明確にできる所まではしてみようではないか。恥をかくのも一興と思うくらいの覚悟で、推定に推定を重ねてみようではないか。

こんな気持で本稿を書き始めたのだが、思いがけず長大なものになってしまったのには、もう一つの理由がある。それは『萬の文反古』であるにもかかわらず、『文反古』が問題にされる場合は、大方とりあげられる作品が限定されており、その「萬の」の意味が生かされていないように思われたため、これまでほとんどまともに論じられたことのない作品の意味を考え、それらを顕彰するという目的をも兼ねて論を進めようとしたからである。もとよりそれが成功しているか否かはおぼつかない所であり、いたづらに無用の作品紹介を行っているのみという批判をこおむるのみかもしれない。また、(下)の場合、A系列の諸章の紹介をほとんど行いえなかった点の不備もおわびしなければならない。が、私の真意は、とるに足らぬとして黙殺されて来たものが、思いの外興味深い作品として読むことのできるものであり、それらが『萬の文反古』全体を豊かなものとして意味づけている点を明らかにする所にあった。私の読みが不十分である点に関しては、新日本古典文学大系の拙注ともども、御批判をたまわりたいと思う。

推定を重ねるのみであると同時に、いたずらに自らの旧説を固守する部分の多い本稿ではあるが、何やら疑惑の目差しで見られて来たために片寄せられがちであった西鶴の遺稿集を考える上で、いささかでも参考になるものがあれば幸である。

（注1）この点について問題にしうると思うものについては、以下でもとりあげるが、かなり幅を持ってその時期を考えるより仕方のないものばかりであり、厳密な時期の推定は、現在のところ不可能と云わざるをえないようである。
（注2）暉峻康隆氏『西鶴評論と研究・研究ノート』の「西鶴著作考」など。
（注3）吉田幸一氏「色道大鼓と西鶴」（西鶴研究8、昭和30年10月）。本稿（中）参照。
（注4）拙稿「『萬の文反古』の二系列」（国文学研究・29集、昭和39年3月）
（注5）この点については、すでに岩田秀行氏「『万の文反古』二章臆断」（近世文芸研究と評論14、昭和53年6月）の批判がある。
（注6）注4の拙稿及び拙稿「『萬の文反古』における書簡体の意味」（国文学研究・39集、昭和44年3月）
（注7）現実認識の推移や変化といった視点は、すでに四十代も半ばである西鶴の場合、それもわずか数年の間のことを問題にする場合、あまり有効な視点とはなりえないようであり、現在では、この点を強調しすぎたことを反省している。
（注8）後出の吉江久弥氏、矢野公和氏の論を始め、瀬川武美氏『万の文反古』—谷脇理史氏『万の文反古』の二系列説に対する考察」（日本文学研究2・昭和45年11月）、白倉一由氏「『万の文反古』論」（山梨英和短大紀要12・昭和53・10）、岡本勝氏「『万の文反古』の成立」（『松村博司先生喜寿記念国語文学論集』昭61年11月）などで疑問が提示されている。
（注9）本稿（中）でとりあげた団水作『色道大鼓』の追加などとの関連をも考慮しているので、「西鶴作品等」とした。
（注10）『文反古』が十七章という中途半端な数であり、序文に「芝居子の書るも有」としながら芝居子の手紙がないことなどは、それが未完のものであり、なお三章くらいは書き足す予定であったことを推定させると思う。
（注11）中村幸彦氏「『万の文反古』の諸問題」（慶応大学国文学論叢『西鶴研究と資料』昭和32年12月）
（注12）同右。
（注13）ここでは、それらについて触れることは省略する。なお、それらについての創作意図等については、新日本古典文学大系の拙注に略記した。また巻二の一については、拙稿「『萬の文反古』の意図と方法」（文学研究70号、平成1年12月）で触れた。
（注14）何でもないことのようだが、このような内容のものが、慰み草である作品の一部に取りあげうるなどと考えること自体が、『永代蔵』や『織留』を書く以前の西鶴には生まれえないことのように思われる。もとより外の作者にもそれを求めることができないことは、云うまでもない。このような世界を作品となしうるという自信や自覚は、奇談の面白さ

や派手な好色の世界への興味によって読者を惹きつけようする作品を書いている段階では、とても生まれるはずがないのである。

（注15）『織留』所収作品をどう見るべきかについては問題があるが、私は、四系統の草稿が寄せ集められた作品と見るべきだと思う。その論拠については、拙稿「『西鶴織留』をめぐる二三の問題」（『西鶴研究論攷』第三部所収）参照。

（注16）注4の拙稿参照。

（注17）注8の諸論。なお、本稿執筆後に拝見した広嶋進氏「『万の文反古』における「書付」の趣向―A系列の検討―」（古典研究16・1989年7月、ノートルダム清心女子大）もこの点について詳論している。

（注18）『永代蔵』の執筆時期にも問題があるが、私見は拙著『西鶴研究序説』第三部所収の拙論参照。

（注19）吉江久弥氏「『万の文反古』襍考」（仏教大学人文学論集4・昭和45年9月）

（注20）矢野公和氏「『万の文反古』成立時期についての一試論」（共立女子短期大学紀要31、昭和63年2月）

（注21）この点はすでに、吉江氏も注19の論文で指摘している。

（注22）注19に同じ。

（注23）注15の拙稿参照。

（注24）暉峻康隆氏『西鶴評論と研究・下』（昭和25年、中央公論社刊）など。

（注25）注15の拙稿参照。なお、『西鶴置土産』については拙稿「『西鶴置土産』の問題若干」（文芸・言語研究5、昭和56年3月）参照。

（注26）拙著『西鶴研究序説』第二部第六章「貞享三年の西鶴」参照。

（注27）暉峻康隆氏『日本の書翰体小説』（昭和18年、越後屋書房刊）。

（注28）同右。

（注29）注19、注20の両氏の論考参照。

（注30）作品全体が完成する以前に序を書いたりするかどうかは問題であるが、西鶴の場合は例がある。たとえば『織留』には「世の人心」系列の作品のための序が収められているが、「世の人心」は明らかに未完の作品である。また、『置土産』も注25の拙論で推定したごとく未完の作品であったと思われるが、自序が存している。

（注31）木村三四吾氏「西鶴織留諸版考」（ビブリア28、昭和39年8月）参照。

（注32）注15の拙稿参照。

（注33）信多純一氏「『万の文反古』切継考」（野間光辰編『西鶴論叢』所収）参照。

（補記1）本稿（中）において、『文反古』巻三の一と『色道大鼓』追加とが参照関係にないことを論じ、両者が拠ったと思われるCの存在を推定したが、その校了後、宮崎修多氏「国風・詠物・狂詩―古文辞以前における遊戯的漢詩文の側面」（語文

研究56、昭和58年2月）において、Cにあたる漢戯文が紹介せられていることを知った。それは内閣文庫蔵本『詩文雑鈔』（写本一冊）に載るものであり、氏は同書の成立を「延宝天和を降るまい」とするが、首肯すべきであろう。また、同書に載る漢戯文は、『色道大鼓』追加と全体的には一致するものの、細部においては、少なからぬ差異も存し、省略・増補の関係にある部分も存しているので、団水の手に入れたものがそれと同一であったか否かは分からない（『色道大鼓』追加の場合、もとのものを変更する必要性がない形で流用されていると見られるから、その差異の大きさを考えると、異文であった可能性が高いようにも思われる）。が、いずれにしてもCが西鶴作のものでも団水作のものでもなかったことは明らかとなったのであり、両者とも既存のものを利用したのみということになる。そして、その利用の仕方の相異は前述のごとくであり、はからずも私の推定は当っていたわけだから、本稿（中）の結論は変更する必要がないことになる。ただ、宮崎氏の論があることをあらかじめ知っていれば、無用の推定を行ってくだくだしい論述を行う必要のない部分があったことも確かである。その点は、折を見て改めたいと思っている。

（補記2）宮崎氏の論考に教示されて、内閣文庫蔵本『詩文雑鈔』写本一冊を早速に一覧したところ、宮崎氏が引用した部分の後に、「答和」と題して、以下の詩文のあることを知りえた。

きのふはしみたる玉章さてもかたしけなきあまりはもしなから言葉つゝかさる事とも反申参らせ候

豊後秘蔵ノ拙者　争（イサカ）夫契（ケン）ニ他処ニ
智雄数奇ノ支利（シリ）　鉄壁亦銀山
花のみやこのうき世坊主を句の上におきてにくさにかくなむ
浮世気ノ毒立（ヲ）予（カ）名ニ　世上ノ虚言多（ヲ）不レ軽（カロ）
坊主様ノ思ヒ顔ノ目本　主人失レ色（ヲ）恨（メ）ニ他ノ情ニ

右は、『色道大鼓』追加及び『文反古』三の一で利用された漢戯文に対する「答和」であり、一連のものであるが、団水も西鶴も、当然これを一緒に見ていたと思われる。しかし団水は、その作品の展開上不要のため、この部分を全く切り捨てしまっている。一方西鶴は、漢戯文の後半は切り捨てたにもかかわらず、この「答話」でからかわれている「花のみやこのうき世坊主」を巻三の一の筆者とし、本稿（中）で指摘したようなユニークな人物像を創りあげる手がかりとしているわけである。これも、巻三の一が創出される過程を知る上で参考とするに足るものと思われるので、ここに引用して置く。